テレビ番組の制作及び放送業務委託に係る 入札参加者指名停止の措置要領

(趣旨)

第1条 この措置要領は、県の発注に係るテレビ番組の制作及び放送業務委託(以下「テレビ業務」という。)の円滑かつ適正な履行を確保するため、一般競争 入札及び指名競争入札の入札参加資格者に関する指名停止の措置について必要 な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この措置要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定 めるところによる。
 - (1) 契約担任者 長崎県財務規則(昭和39年規則第23号)第2条第6号に規定 する契約担任者をいう。
 - (2) 有資格事業者 テレビ番組の制作及び放送の契約に係る一般競争入札又は 指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法 について定める告示(29広第16号。以下「テレビ番組制作・放送の告示」と いう。)に基づき決定された資格を有する者をいう。
 - (3) 措置要件 別表第1及び別表第2(以下「別表」という。)の左欄に掲げる措置要件をいう。
 - (4) 指名停止 別表各号に掲げる措置要件に該当する有資格事業者について、 一般競争入札において入札に参加させない措置及び指名競争入札において、 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の12第1項の指名を行わ ないことを定める措置をいう。

(措置要件に該当する事実が発生した場合の報告)

- 第3条 契約担任者は、所管するテレビ業務において、措置要件のいずれかに該当する事実が発生したときは、速やかに秘書・広報戦略部長に報告しなければならない。
- 2 秘書・広報戦略部長は、前項の報告を受けたときは、秘書・広報戦略部競争 入札参加資格審査委員会を招集し、報告された事実の発生について内容の確認 の審査を行い、その認否を定めるものとする。
- 3. 別表第1第3号①から⑥までに列挙する行為があった場合で、かつ、その行為が軽微である又はその理由がやむを得ないと認められるため、措置要件に該当しない場合において、必要があると認めるときは、契約担任者は当該有資格事業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(指名停止の措置)

- 第4条 有資格事業者が措置要件の一に該当すると認めるときは、秘書・広報戦略部長は、秘書・広報戦略部競争入札参加資格審査委員会の審査を経て、情状に応じ当該各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格事業者の指名停止を行うものとする。
- 2 前項の場合において、必要があると認めるときは、当該各号に規定する短期を下限とし長期を上限とする範囲内で、日により期間を定めることができる。
- 3 別表第1第3号①から⑥までに列挙する措置要件のいずれかに該当すると認められる場合で、その内容が軽微又はその理由がやむを得ないと認められるとき又は別表第2第9号に掲げる措置要件に該当すると認められる場合で、その内容が軽微と認められるときは、情状により指名停止の措置を行わないことができる。
- 4 前項の場合において契約担任者は、必要があると認めるときは、当該有資格事業者に対して、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(指名停止の期間の特例)

- 第5条 指名停止を行う場合において、有資格事業者が一の事案について措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとの別表各号の右欄に規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。
- 2 有資格事業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指 名停止期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍(当初の指名停止 の期間が1か月に満たないときは、1.5倍)の期間とする。
 - (1) 別表各号に掲げる措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間(指名停止期間中を含む。)に、それぞれ別表各号に掲げる措置要件に該当することとなったとき。
 - (2) 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第8号までの措置要件に 係る指名停止の期間の満了後3カ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第 1号から第3号まで又は第4号から第8号までの措置要件に該当することと なったとき。(前号に掲げる場合を除く。)
- 3 有資格事業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 4 第2項の場合を除き、措置要件に該当する事実が特に悪質と判断される場合 には、期間の短期の2倍を下限とし、期間の長期の2倍を上限として、期間の 加算ができるものとする。
- 5 有資格事業者が、テレビ番組制作・放送の告示<u>7</u>の規定に違反した場合において、当該指名停止が別表第2各号に掲げる措置要件に該当するときは、第4条第1項及び第2項並びに前4項の規定による指名停止期間の2倍の期間(最長36月)とする。ただし、やむを得ない困難な事情があると認められるときは、この限りでない。
- 6 有資格事業者が、テレビ番組制作・放送の告示<u>7</u>の規定に違反した場合において、当該指名停止が別表第2各号のいずれにも該当しないときは、同表第9号(不正又は不誠実な行為)に規定する短期の2分の1の期間(2週間)とする。ただし、やむを得ない困難な事情があると認められるときは、この限りでない。
- 7 指名停止の期間中の有資格事業者について、情状酌量すべき特別な事由又は 極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び第1項から第4項に 定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 8 別表第2第6号又は第8号の措置要件に係る指名停止の期間が満了した有資格事業者について、極めて悪質な事由が明らかとなったときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。
- 9 指名停止の期間中の有資格事業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格事業者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の特例)

第5条の2 第4条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格事業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の

不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

(1) 談合情報を得た場合又は県の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、県発注の事案において、有資格事業者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について別表第2第4号ア又は第6号から第8号までのいずれかに該当した場合

それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

(2) 別表第2第4号から第8号までのいずれかに該当する有資格事業者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は公契約関係競売等妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。)若しくは談合(刑法96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。)に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合に係る首謀者(独占禁止法第7条の2第8項の各号に該当する者をいう。)であることが明らかになった場合

それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

(3) 別表第2第4号ア、第5号又は第6号のいずれかに該当する有資格事業者について、独占禁止法第7条の2第7項の適用があった場合

それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合関与行為があり、又はあったことが明らかとなった場合で、当該関与行為に関し、別表第2第4号ア、第5号、第6号又は第8号のいずれかに該当する有資格事業者に悪質な事由があるとき

それぞれ当該各号に定める短期に1か月加重した期間

(5) 県職員又は他の公共機関の職員が公契約関係競売等妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、当該職員の容疑に関し、別表第2第7号又は第8号のいずれかに該当する有資格事業者に悪質な事由があるとき

それぞれ当該各号に定める短期に1か月加重した期間

(指名停止の通知)

- 第6条 指名停止を行ったときは、直ちに当該有資格事業者に対し、様式第1号により通知するものとする。
- 2 第5条第7項の規定により指名停止の期間を変更したときは、直ちに当該有 資格事業者に対し、様式第1号の2により通知するものとする。
- 3 第5条第9項の規定により指名停止を解除したときは、直ちに当該有資格事業者に対し、様式第1号の3により通知するものとする。

4 前各項の通知を行ったときは、直ちに、テレビ業務を所管する契約担任者に対し、それぞれ様式第2号、様式第2号の2又は様式第2号の3により通知するものとする。

(指名の取消)

第7条 契約担任者は、前条第1項の規定に基づく同条第4項の通知を受けたと きにその有資格事業者を現に指名しているときは、当該テレビ業務の入札執行 の前までに指名を取り消すものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第8条 契約担任者は、有資格事業者が第4条第1項及び第2項並びに第5条第 1項から第8項の規定により指名停止を受けた場合においては、その期間中当 該有資格事業者を随意契約の相手方としないものとする。

(運用)

- 第9条 この措置要領の運用にあたり、期間の計算については民法(明治29年法 律第89号)の定めによる。
- 2 その他必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成29年 7月19日から施行する。この要領は、令和 5年 4月 3日から施行する。

様式第1号(第6条第1項関係)

第号年月日

(有資格事業者職氏名)

様

長崎県秘書 · 広報戦略部長

長崎県発注のテレビ業務に係る競争入札参加指名の 停止について(通知)

貴社については、当県が発注するテレビ業務の競争入札参加指名を下記のとおり停止します。

記

1. 指名停止の理由

2. 指名停止期間

 自
 年
 月
 日

 至
 年
 月
 日
 (
 間)

3. その他

様式第1号の2 (第6条第2項関係)

第号年月日

(有資格事業者職氏名)

様

長崎県秘書 · 広報戦略部長

長崎県発注のテレビ業務に係る競争入札参加指名の 停止期間の変更について(通知)

このことについて、下記のとおり指名停止期間の変更を行うこととしたので通知します。

記

1. 指名停止期間

変更前 年 月 日から 年 月 日まで(か月間)

変更後 年 月 日から 年 月 日まで(か月間)

- 2. 指名停止期間の変更理由
- 3. その他

様式第1号の3 (第6条第3項関係)

第号年月日

(有資格事業者職氏名)

様

長崎県秘書・広報戦略部長

長崎県発注のテレビ業務に係る競争入札参加指名の 停止措置の解除について(通知)

このことについて、下記のとおり指名停止措置を解除することとしたので通知 します。

記

1. 指名停止措置の解除の日

年 月 日

- 2. 指名停止措置解除の理由
- 3. その他

様式第2号(第6条第4項関係)

第号年月日

(所属長名)

様

秘書·広報戦略部長 (公印省略)

テレビ業務に係る競争入札参加指名の停止について (通知)

このたび下記のとおり、有資格事業者について指名停止しましたので通知します。

記

1. 指名停止とした有資格事業者及び期間

商号

所在地

登録番号 (取扱:)

期 間 年 月 日 ~ 年 月 日(間)

- 2. 指名停止の理由
- 3. その他

様式第	2号の2	(第6条第	4 項関係)
1が エマカフ	2 'J V 2		ユ 「只 大 ノ ノ

第号年月日

(所属長名)

様

秘書·広報戦略部長 (公印省略)

テレビ業務に係る競争入札参加指名の停止期間の変更について (通知)

このたび下記のとおり、有資格事業者について指名停止期間の変更を行いましたので通知します。

記

1. 指名停止期間の変更とした有資格事業者

商号

所在地

登録番号 (取扱:)

2. 指名停止の期間

変更前 年 月 日 ~ 年 月 日(間)

変更後 年 月 日 ~ 年 月 日(間)

- 3. 指名停止期間の変更理由
- 4. その他

様式第2号の3 (第6条第4項関係)

第号年月日

(所属長名)

様

秘書·広報戦略部長 (公印省略)

テレビ業務に係る競争入札参加指名の停止措置の解除について (通知)

このたび下記のとおり、有資格事業者について指名停止措置の解除を行いましたので通知します。

記

1. 指名停止措置を解除した有資格事業者

商号

所在地

登録番号 (取扱:)

2. 指名停止措置の解除日

年 月 日

- 3. 指名停止措置の解除理由
- 4. その他

別表第1 不正行為に基づく措置要件(第4条関係)

措	置	要	件	期	間
(虚偽記載)					
1 県発注のテレ	ビ業務の契約に係	る一般競争入権	札及び指名競争入札	当該認定を	した日
において、一般	设競争入札参加申請	書その他関係資	資料に虚偽の記載を	から	
し、テレビ業務	务の契約の相手方と	して不適当でな	あると認められると	1月以上6	月以内
き。					
	置の不適切により生				
2 県発注のテレ	/ビ業務の契約担任	者と締結した契	!約の履行にあたり、	当該認定を	した日
		ため、関係者等	に死亡者又は負傷者	から	
を生じさせたと	:認められるとき。			2週間以上	6月以内
(契約不履行等	* *				_
			履行にあたり、契約		した日
1	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		台と認められるとき。	から	_
			その行為が軽微であ	2週間以上	6月以内
	目がやむを得ないと記		_,,		
			定)に違反し、テレ		
	の相手方として不道				
		• ,,,,	の他の行為により公		
	*事務の執行を妨げた		п ^		
	者の責により契約の				
	もかかわらず契約を		- *** -		
	しない場合、又は納	. ,			
⑥ 過失により ³	暇疵のある業務等を	実施したと認め	められる場合		

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置要件(第4条関係)

別表第2	贈賄及び不	下正行為等に基づ	がく措置要件(第4条関係)		
	措	置	要	件	期	間
にア と称 若いと	期) ア、イ又は ア、イスは、 で 道格事で で で で で の。) で の。) で の。) で の。) の で の の の の の の の の の の の の の	ウに掲げる者が、 又は逮捕を経なりである法人の代表 書きを付した役員 である法人の役員 である法人の役員 (常時テレビ業務)	県職員に対しいで公訴を提起 いで公訴を提起 表権を有する名 員を含む。以下 員(執行役員を 第に関する契約 でる者以外の者	て行った贈賄の容疑 されたとき。 と員(代表権を有する 「代表役員等」と総 合む)又はその支店 を締結する事務所を (以下「一般役員等」	逮捕又は公 確認した日 4月以上1: 3月以上9	訴を から 2月以内 月以内
	「資格事業者 いう。)	の使用人でイに打	掲げる者以外⊄)者(以下「使用人」	2月以上6	月以内
対して提起さ	て行った贈賄 られたとき。			の公共機関の職員に 捕を経ないで公訴を	確認した日	から
1 -	式表役員等 一般役員等 E用人				3月以上9 2月以上6 1月以上3	月以内
対して	• • • • • •			の公共機関の職員に 捕を経ないで公訴を		
1 -	式表役員等 一般役員等 5月人				2月以上6 1月以上3 2週間以上	月以内
4 次の 公正取 止法」 テレビ	対引の確保に という。) 第	ウに掲げるテレい 関する法律(昭和 第3条又は第89 の相手方として	和 22 年法律第 条第 1 号に違反	私的独占の禁止及び 54 号。以下「独占禁 した場合において、 :認められるとき (次	から	した日
イ長		した場合 の公共機関が発 の公共機関が発		•	3月以上15 2月以上15 2月以上15	2月以内

措	置	要	件	期	間
	として不適当で		号に違反し、テレビ いるとき(前号及び		
年 12 月 8 日条約 る場合に、独占禁	レビ業務の契約 第 23 号。以下同 止法第 3 条又は 格事業者である]じ。)の適用を 第8条第1号に 法人の役員又は	関する協定 (平成 受けるものが含ま 違反し、刑事告発 その使用人が刑事	れ 訴を確認し を 6月以上2	た目から
法人の役員又はそ により逮捕され、 げる場合を除く。)	ウに掲げるテレ この使用人が公募 又は逮捕を経ず 。	ビ業務に関し、 契約関係競売等	有資格事業者であ 妨害又は談合の容 れたとき (次号に	疑 した日から)
	にに場合 この公共機関が発 この公共機関が発			3月以上1 2月以上1 2月以上1	2月以内
受けるものが含ま	レビ業務の契約 れる場合に、有 札妨害又は談合	に、政府調達に 資格事業者であ	関する協定の適用 る法人の役員又は 逮捕され、又は逮捕	そ 訴を確認し	た日から
	i各号に掲げる場		に関し不正又は不 不適当であると認		

措	置	要	件	期	間
10 別表第1及び前 刑にあたる犯罪の 若しくは暴力団員 法律第77号)、刑 関する法律(大正	各号に掲げる場 D容疑によりな による不当な行 法 (明治 40 年 15 年法律第 60	場合のほか、代表行 な訴を提起され、 行為の防止等に関 法律第 45 号)及で り号)の規定による	件 受員等が禁錮以上の 又は禁錮以上の刑 する法律(平成3年 び暴力行為等処罰に る罰金割金割められると	当該認定をし から 1月以上9月	た日